

第4号様式（第10条関係）

ながくてひろば利用料減免申請書

年 月 日

長久手市長 殿

保護者氏名 _____

住所 _____

連絡先 _____

年度における、ながくてひろばの免除について、次のとおり申請します。

なお、減免申請の審査するために、市町村民税課税状況、児童扶養手当受給者情報等の公簿等の確認を行うことに同意します。

	児童氏名	生年月日	利用区分	学校名・学年 ※利用年度の学年
1		年 月 日		小学校 年
2		年 月 日		小学校 年
3		年 月 日		小学校 年
減免希望期間		年 月から	年 月まで	

申 請 事 項

※該当するいづれかの番号に○を記載してください。

1	生活保護世帯
2	市町村民税非課税世帯
3	児童扶養手当受給世帯
4	就学援助対象世帯
5	その他 ()

※裏面の「減免申請についての注意事項」を参照し、ご記入ください。

「減免申請についての注意事項」

- (1) 減免申請が受理された月の翌月から、利用料金が減免されます。
- (2) 減免資格のなくなった月の翌月から、利用料金を変更します。
- (3) 減免資格のなくなった時点で、速やかに子ども未来課児童係へご連絡ください。
- (4) **市町村民税非課税世帯で申請する場合**
入会児童と生計を一にしている父母等の市町村民税額で審査します。なお、4月～9月分の利用料は、前年度分の課税状況、10月～翌3月までの利用料は、当年度の課税状況に基づいて審査します。
- (5) **児童扶養手当受給世帯で申請する場合**
4月～12月分の利用料は、4月から10月分の児童扶養手当受給状況、翌1月～3月までの利用料は、11月から3月までの児童扶養手当受給状況に基づいて審査します。
- (6) **就学援助対象世帯で申請する場合**
就学援助認定通知書の写しを添付してください。なお、4月～9月分の利用料は、前年度分の就学援助認定状況、10月～翌3月までの利用料は、当年度の就学援助認定状況に基づいて審査します。
- (7) 減免申請書及び添付書類は、子ども未来課児童係に提出してください。